

農産物価格を規制する地代に関する考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-06-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳田, 洋吉 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/5852

農産物価格を規制する地代に関する考察

柳 田 洋 吉

生産流通管理学講座

(1990年 7 月31日受理)

An Essay on Rent Which controls Market Price of Agricultural Products

Youkichi YANAGITA

Department of Production and Distribution Management

(Received July 31, 1990)

SUMMARY

The purpose of this study is to clarify a concept of “landed rent of owner-farmer” (hereinafter referred to as Ro) for “land ownership”, which has been created by the farmland ownership reformation of Japan. But this Ro is not farm rent which the tenant farmer pays, but landed rent which obtained upon cultivating one’s own farm. Therefore, we must establish a methodology for Ro. In this report, the author studied the discussions for production costs and the reckonings of the selling prices of crops, and proposed the concept of Ro. Some conclusions derived from this study were as follows :

1. Under the standing rules of cost accounting, Ro is earmarked for non-cost account, and under the blue return, Ro is not earmarked for the required expense. But Ro is the installment of purchase price of farmland [= years’ purchase] . For that reason, Ro must be earmarked for one item of the fixed charge in the indirect expenses.

2. Ro, the installment of the purchase price of farmland, is an element of the production cost of agricultural products. And Ro must be reckoned above rent of the leasehold of the environs and must be indemnified in the controlled prices of the crops.

3. On the other hand, in the formation of price for agricultural products, Ro is an important element of the market price which is controlled by marginal productivity on the worst soil. And Ro is an absolute landed rent which controls farmland prices and presents as net profit which reverts to land ownership.

4. As stated above, the concept of Ro could be defined for the two aspects. On the one hand, in the principle of price of agricultural production cost, Ro is an element of production cost as the installment of the purchase price of farmland; on the other hand, in the formation of price on agricultural products, Ro is an absolute landed rent which controls the normal market price, and in fact, presents as net profit which reverts to land ownership.

Res. Bull. Fac. Agr. Gifu Univ. (55) : 187—200, 1990.

要 約

日本の農地改革によって創出された「自作農的土地所有」の性質を規定するためには、そこで実現して

いる自作地地代の概念を明らかにすることが基本的課題となる。この自作地地代は、年々支払われている小作料ではなく、自作農的土地所有＝自作農民経営を基本的形態として自作地に、及び農産物市場価格に実現している地代である。小論は日本の農産物生産費と農産物価格形成をめぐる従来の論議を考察して自作地地代の二面的性質を明らかにし、農産物生産費の構成要素として自作地に実現される自作地地代と農産物の平均的市場価格を規制する絶対的な地代としての「自作地地代」（農産物生産費要素としての自作地地代と区別して「 」付きとする）の概念を試論的に提示した。その考察の結果をかいつまんで列記すれば次の通りである。

1. 地代が生産費の要素であるか否かの依り所の一つは地代の原価性である。現行の原価計算基準によると、自作地地代は非原価項目に計上されて原価計算のらち外におかれ、青色申告の必要経費の項目にも含まれていない。しかし、自作農民にとっては自作地地代は自作地購買価格の年可除部分として先取りされ前払いした地代であり費用要素であり生産費の一要素である。それ故、農産物の生産費及び必要経費に支払地代と同様固定費の一項目として計上すべきである。

2. 農産物生産費の一要素としての土地価格、すなわち自作地購買価格の年可除部分が類地小作料で評価される現行の農水省による農産物生産費算定方式は測定結果から見れば妥当である。農産物の政策価格はこれを自作地地代として算入し補償しなければならない。

3. 他方、絶対的な地代としての「自作地地代」は自作農的生产関係において生産された剰余価値の転化形態として農産物の平均的市場価格を規制し土地純収益として現象する。

4. 以上のように、自作地地代は二面的に規定され、自作農民経営の農産物生産費においては自作地購買価格の年可除部分として生産費要素であり、農産物価格形成において平均的市場価格を規制する絶対的な地代＝「自作地地代」は「自作農的土地所有」の経済的実現形態であり、自作農民自身の剰余労働＝剰余価値の転化形態として農産物価格に実現する。

本 文

1. 課題の限定

戦後の農林省農産物生産費調査では第二次生産費に資本利子と並んで地代が計上され、これを基礎資料として農産物価格政策、とりわけ統制米価決定に利用されてきたことは周知のところであるが、この地代と農産物価格の関係は、地租改正過程での地価算定、大正11年本格的な農産物生産費調査の開始、戦時下食糧管理法による統制価格決定、農地改革過程での地価・地代政策、改革後の農産物価格統制・政策価格決定、標準小作料算定等をめぐって理論的にも政策的にも絶えず論議されてきたテーマである¹⁾。これを現代の所有地の地代＝自作地地代をめぐる論点に限定していえば、この自作地地代が農産物価格にはいりこむものか否かという問題に帰着する。戦前、帝国農会が地価主義による土地資本利子（売買地価×年利子率4%）をとり、農林省が土地資本利子名目で類地小作料（租税公課差引）をとるという把握の違いはあったが、両者ともこの土地資本利子名目の自作地地代を生産費要素として算入していた点は同じであった。これに対して、自作地地代は生産費に含まれないとする主張がリカード的差額地代論・生産費論や小農農産物の費用価格規制説にその論拠をもつ農産物価格論の立場からのものに現われている。

現実に、土地所有には地代や地価が存在し、この土地所有のうえでのみ土地利用がなされている。農業生産で土地が基本的な生産用具であるのは、単なる場所的手段としての商工業用地と異なり、土地のもつ自然力が生産力要素として活用されるからである。この土地＝自然力に対する排他独占的所有が農業の土地所有であり、この土地所有の経済的実現形態が地代である。言い換れば、地代はすべて土地所有という基礎の上でのみ実在する²⁾。農地改革で創出された「自作農的土地所有」（これは1952年の農地法制定によって法的に固定されたので梶井功は「農地法的土地所有」と名付けた³⁾）もまた一つの土地所有である以上、何らかの地代が実在する。この「自作農的土地所有」制下の自作農民が自己の経営において用益する自作地の地代が自作地地代である。小論では、向後の「自作農的土地所有」・地代分析に用いる概念を、原価・生産費・自作地地代の三点について試論的に考察したものである⁴⁾。

2. 原価計算上の地代の原価性

農産物価格特に米価が統制価格・政策価格下におかれているとき、その価格は計算価格であり、このような場合の地代が農産物の統制価格に算入されるべきか否かの一つの拠り所は地代の原価性の問題である⁵⁾。原価計算の目的は、個別企業における財務諸表、価格決定、原価管理、予算編成、予算統制、経営計画の資料作成である。原価の構成要素は、製造原価と販売費・一般管理費に大別され、製造原価は直接費（素価）と間接費に区分される。したがって製造直接費＋製造間接費＝製造原価であり、製造原価＋販売費・一般管理費＝総原価である。この総原価に一定の販売利益を加えて販売価格が決定される。原価は経営過程における経済価格の消費であるが、その計算は財貨及び用役の経済価値そのものの把握ではなく価格による測定が前提になっており、一定の法的規制力を持つ『原価計算基準』（企業会計審議会、1962年）に規定されている。したがってこれが現実の企業経営の客観的表現であるとしても、それは私経済的な原則のうえに立つものであり、価格論や地代論及び再生産論といった理論（経済法則）問題からは独立した原則である原価通則（企業会計原則）に規定されているのである。

原価通則は資本家的企業会計の原則であり、小農経営の会計原則ではない。したがって資本家的企業生産物と市場価格形成原理が異なる小農の農産物の市場価格形成及び政策価格の補償基準を原価＝生産費に限定しようとする試み⁶⁾は、資本家的企業の原価概念を小農経営の生産費計算に類推的擬制的に適用・試算することによって具体的な生産関係を離れ、その質的差異を捨象して単なる数量的関係に一元化することになる。資本主義的生産関係が支配的な経済環境下においては、小農経済はそれに規制されて一定の変形形態を呈するが、それはあくまでも外からの modification にすぎず、基本的には単純商品経済の一形態である小農制の生産関係に照応する独自の生産費計算の原則をもっているのである。その小農経営独自の生産費計算を基準とした原価計算原則を確立することが前提でなければならない⁷⁾。

現実の私経済的次元においては、土地私有の基礎の上で「企業者はその一定額の地代を地主に支払う前提の下に生産が開始される。」その地代支払いは「企業において予め前提された支出項目となり、企業者にとって収益によって補償さるべき費用の一構成部分となる。もし地代額を補償せざる場合は、その企業は再生産不能となるからである。かかる企業家的な費用＝原価概念をそのまま地代の一般法則に適用せんとするところに、地代の生産費構成説が生ずる所以⁸⁾」である。つまり私経済的個別経営的な費用＝原価要素の支払地代と国民経済的一般法則的な地代（価格要素としての地代）との混同である。地代の原価性と地代の一般法則とは次元の異なる原理・原則の上に立っているのであって、個別企業にとっての原価・生産費計算上の地代（例えば、借地経営では差額地代を支払地代として原価・生産費に計上する）と生産物の平均的市場価格を規制する地代（例えば、差額地代は農産物の市場価格を規制しない）とは切り離して論じなければならない。

地代は支払地代と「支払われざる地代」⁹⁾、（この表現が正しくないという意味で「 」付きにしておく）としての自作地地代に大別される。まず、支払地代は地代の明示的な形態であり個別企業にとっての原価要素であり個別的生産費の要素である。原価計算において、製造原価を構成する原価要素の間接費の中の賃借料（間接経費項目）に支払地代が固定費の一項目として含まれている。それ故、原価計算においては支払地代の原価性は肯定されている。

企業経営上発生する費用には、総原価の他に原価計算制度のらち外にある原価概念である非原価項目があり、この中に支払利息が含まれている。また企業の再生産費に算入される付加原価である自己資本利子（配当金）、自己所有土地・家屋の計算地代・家賃、償却済資産の減価償却費および企業主の自己計算賃金などは、いずれも非原価項目である。したがって、「支払われざる地代」としての自作地地代の方は原価要素ではない。また購入された土地価格はその土地用役の目的如何を問わず原価計算の対象にはなっていない。それは資産ではあるが費用＝生産費ではないから原価要素とはならない。以上のように、地代の原価性は原価通則で明確に限定されており、この原価通則それ自体に論議の余地があるとしても、現行の企業会計原則のもとでは製造原価の間接経費の中の固定費の一項目として支払地代が計上され、非原価項目に所有地の地代＝自作地地代が計上される、ということ以上に地代の原価性について論議の余地はないのである。

近年日本の農業経営には青色申告が急速に普及している。この青色申告は、初発的には節税や適正納税を目的として実施されるのであるが、記帳記録の継続的な積重ねによって自己の経営診断や経営改善・計画を合理的に進めることに役立ち農民をして独立自営の農民経営へと鍛冶していく内発的力となる。この青色申告の際に計上される必要経費は所得税法上の規定によっており、それだけに企業会計の原価通則と対等すると見做すことができる。青色申告の必要経費は保険・年金の掛金、教養研修費（農業経営に関連する情報収集費及び新聞・雑誌・ビデオ・単行本等とその書棚等の購入費）、損害賠償金（慰謝料・示談金・見舞金…保険金による補填額を除く）、年末の売掛金残高に対する貸倒引当金繰入額、売掛金回収不能の場合の貸倒損失、純損失（赤字）の繰越控除、交際費などの項目を認めている。その他、家事関連経費では、農業用按分で例えば自動車の場合、減価償却費、修理代、車検代だけでなく、自動車税・自動車保険料（自賠責・任意など）などの経費を認めている。従来家計費で負担すべき家計消費支出として農業経営費に計上されなかった項目が少なくない。これらの間接経費は企業会計の原価要素であり、現在の自作農経営においても費用＝生産費要素として計上すべき項目である。さらに重要な問題は最大の費目である労働費（労務費）が事業所得者一般の通則として専従者給与及び賞与、給与所得控除の適用を受ける事業主報酬（みなし法人所得）が認められており、上述の保険・年金掛金や教養研修費などと合わせて、家族労働費に対する評価が実労働時間に限定されている現行農水省の農産物生産費と著しい差異がある。このように青色申告の必要経費と比べて農水省の農産物生産費の経費項目及び労務費計算の不備が家族労働費を低く評価し農産物価格に含まれる剰余分を不当に高く評価して、家族労働の再生産費に地代や利潤＝資本利子等の要素所得が用いられているという昭和14年の近藤の指摘¹⁰⁾が現在でも通用していることを示している。このことがまた農産物生産費計算における第二次生産費という理論的根拠のないあいまいな区分を許してきたともいえるのである。

3. 生産費要素としての地代

資本主義的企業会計における生産費計算は、原価計算の端緒の一つとして生産的消費過程を表現し、そのデータは生産物の価格計算（例えば自社製品の販売利益を含む価格決定）に活用されるのであるが、いうまでもなく原価と生産費は同一ではない。経済要素別の生産費分類で把握された生産費を①生産物の創出・技術的過程に直接関係する基本的費用、②生産の管理・用役費に大別し、③これに生産外費用として生産物の販売・実現費があり¹¹⁾、①＋②＋③が総原価である。すなわち、総原価＝生産原価＋生産外費用であり、生産費は基礎原価または目的費用に限定されていて、非原価項目や付加原価を含まないのである。企業会計における生産費は費用全般に及ぶものではなく基礎的費用——原価計算という非原価項目や付加原価を含まない——に限定されているのに対して、小農経済の生産費は経常的な費用一般を包括している。また逆に、企業会計では小農経営の生産費に含まれない退職給与引当金繰入額や複利費・福利厚生施設費や貸倒引当金繰入額などの間接費が生産原価の中に含まれているのである。したがって同じ生産費という用語も資本家的企業の生産費と小農経営の生産費とは同名異質である。生産費概念を小農経済へ適用する場合の問題は、家族労働・自給物・固定資本財などの評価計算上の問題も重要であるが、このような生産費概念の異質性が明確にされなければならないのであって、それは近藤が述べている生産関係に照応する生産費項目の計上と評価が不可欠であることに帰着する¹²⁾。つまり、生産費は個別企業の個別的生産費でありその計算基礎である生産関係に規制されて実在する概念であり、そのかぎりでのみ客観的合理性を持つのである。しかし、この生産費は個別的階層的に著しいバラツキがあり、しかもこの中のどの個別生産費も農産物市場価格を規制するものではあり得ない。つまり個別的な必要性（生産費）と社会的一般的な法則性（市場価格）とは無関係なのである。したがって平均生産費は単なる計算上の数字にすぎないのに対して、商品の市場価格は一物一価の法則によって実現された価格であり、しかもこの市場価格は需給変動による価格変動を度外視しても、平均生産費を基準として調整されているわけではない。政府が戦前来この小農経営の生産費を農産物価格決定基準として活用してきたことは、統制価格＝政策価格決定の材料として平均生産費を利用したという事実以上のものではなく、この平均生産費は自由な競争によって形成される市場価格を規制する要因ではないのである。近藤は次のように述べている。「生産費は、資本家の個人

的・主観的な観念としては、資本制生産において生産に投ぜられる諸々の商品の具体的な価格・地代等の金額の合計にすぎない。生産費によって価格が決定されるというのは価格をもって価格を説明するものである。要するに生産費はなんら理論なしに直接経験することのできるどころの資本家的観念である。ことにこれを農民経済の場合に適用するとなると、一つの類推である。¹³⁾」

農産物価格論における地代の規定性についていえば、地代を全一的に差額地代として生産費＝価格から排除するリカード的生産費論および小農経済の農産物価格規定の命題として通説化されてきた費用価格規制説に依拠して市場価格規制的な耕境＝最劣等地の限界生産費または平均的市場価格には地代は含まれないという前提のもとに、補償されるべき地代を会計学的な原価要素である支払地代に限定して、非原価項目である自作地の「支払われざる地代」＝自作地地代（類地小作料で評価）または土地資本利子（売買地価×年利子率3～4%）を農産物の価格規制的要素から除くという主張が大勢を占めてきた¹⁴⁾。この価格理論で農産物の平均的市場価格から排除された地代を経営経済学的な生産費計算又は会計学的な原価計算で支払地代を計上することにより理論と乖離した現実と妥協するという理論と現実との使い分けは、一般理論から現実への具体化の必然性が論証されていないという意味で、翻って価格論及び地代論自体の再検討を迫るものである。

「米生産費調査におけるいわゆる『類地小作料主義』は、農林省調査において昭和五年の聴取調査で採用され、翌六年の米穀法改正を契機とする本格的な記帳調査に正式に採用されたものである¹⁵⁾」。帝国農会は売買地価による土地資本利子を生産費に計上すべきことを主張している¹⁶⁾。自作地地代の算定について、この帝国農会による売買地価の4%を土地資本利子とする地価主義と農林省の土地資本利子＝類地小作料主義が、本来自作農経営の自作収益地代（土地純収益）から導かれる自作地地代を生産関係の異なる寄生地主制下の高率現物小作料水準に置き換えているとして、その誤りが近藤¹⁷⁾や加用¹⁸⁾によって指摘された。土地売買価格の利回りを小作料から導く寄生地主制という生産関係のもとでは、土地資本利子と小作料とは利回り＝利子率ならば測定結果は等しくなる。しかし、この小作料は小作人の労賃部分に食い込むほどの高率現物小作料であり、小作農経営における剰余生産物ではなく、ましてや自作農経営の自作収益地代ではない。とはいえ、自作地の自作地地代を類地小作料で評価することは現実的には必ずしも不都合なことではない。確かに、自作農が自分の農業経営における生産用具として用益する土地の純収益を地主の売買地価に対する利率である土地資本利子によって計算（代替）することは、生産関係を無視した不条理であるとしても、当時の土地市場が地主採算地価によって規制されている条件下では小作料が売買地価を規制しており、そのもとで現実と支出された自作地の購買価格は自作収益地価に規制されているのではなく類地小作料に規制されているのである。したがって自作農が土地の購買に支出した貨幣を個別的生産費の要素として農産物価格に実現しなければならない地代部分を類地小作料によって評価することは必ずしも不合理とはいえないのである。

農地改革後の土地所有は「自作農的土地所有」が支配的規制的存在であり、それ故、小作料の性質は戦前とは異なっている。いうまでもなく、類地小作料に農地改革残存小作地の法定小作料を当てはめるのは論外であり、法外の新たな賃貸借契約（ヤミ小作）によって生成してきた小作料水準は自作地の土地純収益＝自作地地代に規制されている小作料として該当する。このような意味で、農水省が実施しているように自作地地代を類地小作料で評価することは派生的被規制的な支払地代（類地小作料）から規制的な地代（自作地地代）を推定することにはなるが、測定結果から見れば不合理ではないのである。自作地地代は、それが市場価格に実現して自作農民のポケットに入るべき剰余価値の転化形態であり生産関係の正常な反映であって、その市場価格が政策価格によって補償されることは合理的である。確かに低米価政策や生産調整政策などによって米価水準や小作料水準が修正を受けているとはいえ、類地小作料はそうした現実偏倚の自作地地代水準で調整されていると見ることができる。地代の規定性は農地改革を境にして、改革前の地主的小作料と改革後の自作農的自作地地代とが主客・彼我顛倒したことによって、農地改革後の「自作農的土地所有」の下では、戦前とは違った意味で農林省（農水省）調査のように自作地地代をこの実現している類地小作料によって評価することが理論的現実的に妥当するのである。

自作農民経営が再生産されるためには、その自作農的生産関係のもとで最低限、農産物の生産に費やさ

れた費用が市場価格に実現しなければならない。それ故、問題はこの費用に自己資本利子や自作地地代が含まれるかどうかという点である。投下資本（その消費額）は物財費の諸費目として生産物価格に移転しており、これと区別される資本利子が原価要素でないことはいうまでもない。同様に土地資本利子も原価要素ではない。資本利子はそれが支払利子であるか自己資本利子（土地資本利子も同様）であるかにかかわらず原価要素ではあり得ないのである（非原価項目）。このうち支払利子は利益剰余金から支払われる利潤の内訳部分であって生産費の構成部分ではない。1949年以降の農林省の農産物生産費には、費用合計から収益となる副産物価額を差し引きそれに資本利子及び地代を加えた項目、すなわち、第二次生産費が計上されており、この第二次生産費には自己資本利子や自作地地代が含まれている。このうちの自己資本利子は原価要素でもなければ費用要素でもない。これに対して、支払地代は原価要素であり費用要素であって間接経費の中の固定費の一項目であり、自作地地代と分離して生産費の一項目（費用の内訳）として計上すべきである。理論的には資本家的借地農経営の場合の差額地代は、それが支払地代であると自作地地代であると問わず資本利子と同じく利益剰余金から支払われる性質の非原価項目である。それ故、その同質性から見て、差額地代に限り資本利子と並べて第二次生産費に計上することは合理的である。しかし、「自作農的土地所有」においては自作地が、したがって自作地地代が基本的形態であり、この地代は農民にとっては先取りされ前払いした地代である土地購買価格であり、建物や機械の購買に投じた貨幣と同様に年々の農産物価格によって回収していかなければならない生産費の内訳部分である。この自作農民によって現実に費やされた土地購買価格の年可除部分としての自作地地代はリカードの見地からの支払地代とは異質であり、資本利子と並べて第二次生産費に計上される性質のものではない。近藤が「土地資本利子または小作料としての土地の費用」である「土地費は…本来の生産費ではない」という理由は「利子や小作料は、利潤とともに生産された剰余の分割分」だからであり¹⁹⁾、土地購買価格、その年可除部分である自作地地代は土地資本利子でも小作料でもなく、はたまた差額地代でもなければ絶対地代でもなく、したがって生産された剰余の分割分ではない。このことが従来の論議では正確に把握され区別されていない。自作地地代が生産費の一項目となるのは、農業生産のために自作農民によって土地の購買に貨幣が支出され、この何十年分の前払いした地代の可除部分を年々の農産物価格によって回収していかなければならないからである。いうまでもなく、この生産費要素としての自作地地代は現実に農産物の市場価格に実現する地代（及び小作料）とは何の関係もない。なぜならば、土地価格は農産物の市場価格を規制せず、したがってその可除部分たる自作地地代は農産物価格にはいりこまないからである。

第二次生産費という分類は『農業経済累年統計 4 米生産費調査』に「生産費の概念で今日なお定説の存していない公課諸負担・地代・資本利子などについては」「第二次生産費に参入し『参考生産費』として公表していたが、38年産よりこれを廃止した。」「地代及び資本利子を生産費に算入することについては、今なお議論が存することと、自作地の地代及び自己資本部分に対する利子が、この調査においては、単なる計算上の費用にすぎないので、地代及び資本利子の両費目を除いた生産費をもって第一次生産費とし、地代及び資本利子の両費目を加えた生産費を第二次生産費と称することにした。（24頁）」とあるように、地代を資本利子と同列に扱い理論的決着がつかないものを一纏めにして第二次生産費としたというだけのことであり、この区分は何ら理論的根拠をもつものではない。しかもこの地代には支払地代が含まれているから第二次生産費を益々あいまいなものにしている。1960年以降の米価政策における『生産費及び所得補償方式』の基礎資料の一つがこのようにあいまいな分類にあることも、政治加算というあいまいな政治的価格操作の余地を残したのである。原価計算の端緒である生産費計算はあくまでも私経済的な個別企業概念に基礎を置くものであり、リカード的な一般的生産費のように生産物の価値（価格）論の論拠となるものではないことは、生産価格であれ費用価格であれ、市場価格が個別的価値によってではなく社会的総資本の社会的価値に規定されている²⁰⁾ことによって明らかである。

自作地地代は、「単なる計算上の費用」であり「支払われざる地代」であり、かつリカード的限界生産費にこの地代は含まれないという限りでは、原価要素でも費用要素でも生産費要素でもないことは自明であり、自作地地代の原価・生産費への計上は否定される。ところが、上述のように農水省の第二次生産費に自作地地代が計上されているのは、自作地地代が費用要素であり生産費要素であることを容認するもので

ある。したがってこの容認の論拠が示されなければならないはずであるが、その論拠は管見するかぎり提示されていない。日本農業においては、農地改革後は「自作農的土地所有」が支配的規制的であり、土地貸借関係は二次的又は派生的形態であるとすれば、自作地地代こそ地代の主要な形態である。第二次生産費の地代には支払地代と自作地地代が含まれており、したがって支払地代が生産費の要素であるという点では問題はないが、自作地地代についてはそれが費用要素であり生産費要素であることを論証しなければならない。

私経済的な個別自作農民経営の概念として、自作地地代が費用要素であり生産費要素であるのは支払地代と同じく一定の貨幣が自作農民によって自己の経営用土地の購買に支出されたものでなければならない。そうでなければ自作地地代が農民にとっての費用要素となり生産費の一要素となることはできないからである。土地価格は先取りされた（前払いした）地代である。土地購買価格〔years' purchase（地代の何年買）²¹⁾〕は、現実の年地代（これを類地小作料或は土地純収益といってもよい）を計算基礎として予想され先取りされた前払地代であって、その年地代＝土地純収益が農産物の市場価格に実現することを予想して購買される。それ故、土地価格は物的な土地そのものの価格ではなく地代の価格（地代÷一般利子率）である。土地改良等によって土地に合体された資本を別とすれば、素地としての土地商品には価格はあるが価値はない。土地（所有権）の譲渡利益が地価を高騰させることはあっても、建物や機械などのように土地自体に価値があるわけではない。利子率を一定とすれば、正常な土地市場条件下では地価の変動は地代の変動に正比例する。したがってこの地代の価格である土地購買価格の年可除部分は支払地代と同様に現実に支出された貨幣であり費用要素である。加えて土地購買価格は予想され契約された地代を年々支払うのではなく地代の20年分とか25年分等を一纏めにして一度に支払ったものであり、かつ前払いしたのである。この点支払地代とその支払形態において違っている。建物や機械などの固定資産と同じように生産に投入される土地資産は他人資産（借地）であれ自己資産（自作地）であれ費用でも生産費要素でもない。土地の持つ重要な特殊性は償却資産ではないという点である。つまり土地価格の変動を度外視すれば、土地資産価値には減価がなく、固定資本のように償却期間の満期に資産価値がゼロになることがなく、したがって土地資産の減価償却費は存在しない。他方、土地購買価格の年可除部分は先取りされ前払いした地代として年々の農産物価格によって回収しなければならない費用であり生産費要素である。土地に限らずすべての資産価値はそれが生産過程で消費されない限り費用でも生産費要素でもなく、したがってまた非償却資産としての土地資産価値と生産費要素としての土地購買価格とは何の関係もない。土地資産価値は土地市場において絶えず変動しているが、農民が土地の購買に支出した貨幣価値は不変的な固定費であり、両者は別個のものとして把握され区別されなければならない。

現実の問題として、自作地地代が生産費要素であるかどうかという論議の争点は次の点にある。日本の場合の一般的傾向として、自作地は、先祖からの預り地であり、家の財産＝家産であり、遺産相続によって大部分の自作地はほとんど無償で一家の後継者によって取得され買われた土地としては現われないと考えられている。しかし、農地改革による小作地売渡面積193万haを別としても、例えば、1956～80年の25年間の耕作目的の自作地売買面積150万ha（6万ha／年）は、全国自作地面積の32%（対1955年）を占めており、仮に、経営主としての一世代を25年とすれば、平均して自作農地の約1/3は買われた土地ということである。これに土地税や相続税（地価の一部と看做し得る）を加味すれば、自作地の過半は農民によって買われた土地といえよう。それ故、この土地の購買に支出された費用は生産費の一要素として農産物価格によって年々回収していかなければならない。近代的土地所有又は資本主義的地主的土地所有も現実にはその土地のすべてが買われたわけではなく、またそれによって地代や土地価格の実在性が左右されるわけでもない。

このように土地購買価格としての自作地地代は支払地代と同様に費用の要素であり生産費要素である。土地が消耗財ではないという点では借地も自作地も同じであって、借地には年地代が支払われ、購入された自作地には地代の20年買い（または25年買い等）〔years' purchase〕としての土地価格が先払い（前払い）されている。それ故、支払地代も自作地地代も企業者（耕作者）にとっては農産物価格によって回収しなければならない生産費の要素である。言い換えれば、自作地地代は、小作人からの地代取得者＝地主

が投下した土地購買貨幣の利回りとして受取る小作料又は土地に投資した貨幣の利子ではなく、土地用役者＝生産農民が建物や機械と同様に生産に先立って何十年分をまとめて前払いした地代＝土地購買価格の年可除部分を年々の自己の剰余労働が農産物価格に実現する土地純収益によって回収していかなければならない生産費要素としての自作地地代であり、地主的土地所有と自作農的土地所有との違いはここにある。したがって、自作地地代が現行農水省の農産物生産費の生産費項目とされていることは不合理ではないのである。地代が回収されなければならないのはそれが生産費の要素だからであって、価格統制(価格政策)においてはこれが是認され補償されるべき論拠となる。農水省は農産物生産費に自作地の実勢地代として類地小作料によって評価した自作地地代を計上している。戦前の帝国農会が「小作者としては地主に払う小作料と小作権買取資金の利子の合計が生産費である。²²⁾」として小作料＋利子を支払地代として生産費に計上したのは理論的には誤りであったとしても、利潤形成の余地を奪われていた小作農民の再生産にとっては、これらの事実的な費用を生産費＝価格要素として要求するのは不条理ではない。また近藤が「農林省が米生産費調査に於て小作料を取って生産費の項目とするのは正しい。けれども自作地に対しても類地の小作料をとって(これから租税を差し引いて)土地費を計上するのは大いなる誤りである。²³⁾」とするのは、寄生地主制による高率現物小作料を生産関係の異なる自作農の土地純収益と同列に扱うことを批判している限りでは合理的である。また、加用はリカード的差額地代論・生産費論に立脚して限界生産費＝価格には地代が含まれないとして、農水省の「類地小作料主義」による「自作地地代」は原価＝生産費に計上すべきでないという立場をとっている²⁴⁾。これに対して、大槻・桑原・菊地等は、「主産物1単位当りの総生産費用は、文字通りその生産に用いられた物財ならびに資本の用役費を含めたものである」として主産物生産費用の要素としての「資本利子見積額」の中に自作地の土地資本利子を計上している²⁵⁾。この生産関係を無視した企業的擬制計算自体は疑問であるとしても、何らかの自作地地代を生産費に計上するという点では加用の主張と対照的である。加用は地代を非限界生産費に含まれる差額地代と把握し、地代は農産物の平均的市場価格にはいりこまないということによって限界生産費を費用価格、資本家的農業生産のもとでは生産価格(費用価格＋平均利潤)に限定する一方で、原価項目にはいる支払地代は生産費に計上して生産費＝価格に地代をはいりこませるという矛盾に陥っているのである。このように支払地代を原価＝生産費に計上することによってリカード的生産費概念と事実的生産費とが乖離する。こうした理論と現実の使い分けをしなければならないのは、加用が耕境＝最劣等地には何らの地代も存在しないというリカード的な生産費＝価格論に立脚して自作小農の地代を差額地代に一元化し、限界生産費を費用価格に限定することに起因している。支払地代を補償することは農業経営の再生産にとって必要であるが、農産物の市場価格規制的な最劣等地の限界生産費が地代を含まないというリカード的生産費論は支払地代を生産費＝価格に算入することを許さないのである。

4. 自作地地代の概念

農産物価格に実現される年地代は土地購買価格の年可除部分ではなく、自作農民自らの剰余労働が年々の農産物価格に実現する剰余価値の転化形態としての土地純収益＝自作地地代である。それ故、生産費の一要素として回収されるべき土地購買価格の年可除部分は年々実現される自作地地代ではないということであり、この両者の量的な一致はただ偶然的であるにすぎない。農産物価格に実現される自作地地代が剰余価値又は超過利潤の転化形態であるとしても、自作農民経営においてはそれは土地の購買価格として先取りされた(前払いした)費用要素であり、以後の年々の自作経営によって生産・実現・回収していかなければならない生産費の一要素である。この土地購買価格の年可除部分としての自作地地代と年々の農産物価格に実現する土地純収益としての自作地地代という二重性が自作地地代の概念規定の枢要点である。このように自作地地代には二重の性質があり、一つは先取りされ前払いした地代であり、一つは農産物価格に実現した地代である。前者は土地購買価格として現われ、後者は土地純収益として現われる。前者は生産費要素であり、後者は農産物価格要素である。この生産費論における地代と価格論における地代との明確な区別が従来の研究ではあいまいであり、その結果、地代論や価格論における超過利潤(或は剰余所得)の転化形態としての地代の概念と原価計算や生産費論における支払地代や自作地地代の概念とが混同

され、理論的な混乱や衝突を生み出してきた。その一つのあらわれが第二次生産費なる区分である。

農産物生産費に計上される諸項目は、現実の生産関係を反映している限りでのみ客観性を持っている。加用によれば、平均生産費は「生産費通増財たる農産物に対しては、最高生産費、すなわち限界生産費に落ち着くことが、ほとんど定説となっている」として「農産物の限界生産費を空間的に識別しうる外延的な耕境、とくに豊度上の最劣等地の生産費と定める」とし、「問題の対象となる地代はいわゆる差額地代——……—とすること、しかしてその地代論的理解は差し当たりリカードの見地に立つこと」に限定する。それ故、地代発生基礎は「生産力の差等におかれ、農産物価格は耕境における限界生産費によって決定される結果、より上級地においては、それぞれの個別生産費と限界生産費＝価格との差に應ずる地代が発生する。換言すれば、地代は個別生産費に対する価格の超過分であり、したがって、リカード的差額地代の理論からは、地代は生産費の構成要素に非ずとの解釈が当然承認される²⁶⁾」とする。また、次のようにもいう。地代を差額地代に限定するリカードの地代概念に立脚すれば「地代は非限界生産費と限界生産費の差であって、したがって農産物生産費中に地代は含まれない。」つまり「優良地の生産物の価格には、その生産費以上の過剰すなわち地代を含むとなしうが、その生産費には毫も地代は含まれないのである。²⁷⁾」ところが、現実はそのようではない。「現実企業において、地代は明らかに生産費の構成要素とされている、ことは否定されない事実である²⁸⁾」として、原価要素である支払地代を原価＝生産費に計上し、これが地代を生産費＝価格から排除しているリカード的生産費と矛盾する点についてはそれ以上立ち入った検討を行っていない。

限界生産費の地代をゼロとするリカード的生産費論は、資本制的借地農業を前提として農産物の市場価格規制的な最劣等地の地代をゼロとする生産費＝価格論である。この生産費＝価格なる命題自体が謬論であるが、現実的にも借地農業資本家は、土地所有者に対して何らかの地代を支払うことなしに土地を用益することを得ないし、それは最劣等地についても例外ではない。こうしたリカードの理論的誤りについてはマルクスによって批判済みであり²⁹⁾、現実企業においても支払地代が原価＝生産費の要素として計上されることによって批判済みである。それ故、耕境＝最劣等地は地代を支払わないという非現実的な前提から出発することは、会計学的な原価通則に合致しないだけでなく、市場価格規制的な耕境＝最劣等地に実在する地代（絶対地代）を無媒介的に否定していることを意味する。確かに、優等地の非限界生産費には超過利潤が発生し、それが差額地代に転化して企業者の支払地代として原価項目に計上されるという理屈も成り立つ。しかし、それは耕境＝最劣等地に発生する支払地代の説明には役に立たない。現実企業において、原価＝生産費の構成要素とされている支払地代を差額地代に一元化することは、差額地代ゼロの耕境＝最劣等地の支払地代をも差額地代と認定することを意味するから論理的にも矛盾している。「差額地代を生産費の構成要因として包摂せしめることは、理論的に否認される」ことは是認されとしても、地代は「企業者にとっての事実上の生産費の構成部分となり」、「現行農産物生産費調査の生産費項目とされることは周知の如くである³⁰⁾」ことと、地代を含まないリカード的生産費との乖離を「小作地の支払地代が事前的に契約によって決定される生産者の事実上の負担となることから、それを補償すべき生産費の構成項目に計上することが肯定される経営学＝会計学的な局面³¹⁾」での地代であるという現実妥協的な解釈によっては理論と現実との乖離は克服され得ない。理論はその生産関係の正確な反映でなければならないとすれば、それこそ客観的な寄生地主制下の地主小作関係又は戦後の自作農的土地所有体制という生産関係を反映した生産費に計上される地代をリカード的生産費論によって排除することはできないはずである。もちろん、耕境の耕作はトータルとして何らかの地代（差額地代）が支払われればよいのであって、限界生産費に地代が含まれることは必要ではないという議論も成り立つ。しかし、リカード的地代論の前提のもとでは、耕境＝最劣等地は差額地代ゼロであるという前提から出発しているのであり、そこでの生産費を限界生産費としているのである³²⁾。この矛盾を差額地代第二形態によって解決しようとした大内力の費用価格規制説³³⁾は最劣等地の地代を差額地代第二形態であるとするのであるが、これは当然のことながら差額地代第一形態の段階（最劣等地の地代ゼロ）では成立し得ないのである。それ故、限界生産費に何らかの支払地代（差額地代ではありえない）を計上しなければならないが、その地代がマルクスのいう絶対地代であるかどうかは別の理論問題として、差額地代にあらざる地代は絶対的な地代であり、その絶対

的なる地代が借地農業経営の限界生産費に計上されなければならないとすると「地代は生産費の構成要素に非ずという解釈が当然承認される」ということにはならないのである。地代は支払地代であれ生産費の構成要素に非ずという解釈が承認されるならば、支払地代が原価要素であり生産費要素であるという会計学的又は経営経済学的原則とたちまち衝突し、農産物の市場価格規制的な最劣等地の地代（差額地代にあらざる地代）という経済学的理論とも衝突するのである。

以上のように現行の原価通則で原価要素とされている支払地代がリカード的差額地代に一元化できないことは明らかであり、農産物価格論において農産物の平均的市場価格に絶対的な地代がはいりこむとすれば、価格統制下で補償されるべき政策価格はこの絶対的な地代を算入した価格を基準として調整されなければならない。それ故、政策価格に算入される地代は絶対的な地代であり、したがってまた市場価格規制的な耕境＝最劣等地の限界生産費には、それが支払地代であると自作地地代であるとかかわりなく原価の上積みとして補償されるべきであるということになる。この限界生産費への絶対的な地代の算入が是認されるならば、この生産物価値＝価格の要素をなす絶対的な地代がまずもって農産物の平均的市場価格を規制するかどうか明らかにされなければならない、この地代が支払地代であるか「支払われざる地代」であるか、言い換えれば、現行企業会計の原価基準による原価項目であるか非原価項目であるかは第二義的な問題なのである。

ここで、第二次生産費に地代と並べて計上されている資本利子について二三吟味しておこう。資本利子（土地資本利子を含む）は利益剰余金から支払われる利潤の内訳部分であり、原価計算のうえからもそれが支払利子であっても非原価項目とされている。つまり、資本利子は企業会計では利益剰余金から支払われるべき項目なのである。ところが、小農制的生産様式においては利潤範疇は成立せず、したがって小農的農産物の平均的市場価格は平均利潤を含まず、平均利潤の内訳部分である資本利子が農産物価格から支払われるべき根拠を持たないのである。それ故、小農経営においては支払利子は農産物価格に実現した剰余価値のうち地代部分を超える萌芽的利潤から支払われるか、或は何らの利潤も生まれないならば支払利子分はマルマル赤字となる外はない。いうまでもなく資本利子は利子率に規定されるが、利子率は正常な金融市場では貨幣需給によって変動するだけであり独自の経済法則をもつものではなく、特に小農経営では資本家的企業のように平均利潤や企業者利得による制約を受けてもいない。

資本主義的地代は差額地代と絶対地代から成っている。差額地代が農産物の平均的市場価格を規制しないのはいうまでもない。なぜならば、差額地代は生産物の平均的市場価格を規制する最劣等地に比べての生産性の高位から発生するにすぎず、したがって平均的市場価格を与件として発生する地代であり、最劣等地の農産物価値には含まれていないからである。これに対して、絶対地代は最劣等地の農産物価値の可除部分であり平均的市場価格を規制している。それ故、最劣等地の農産物価値＝価格は生産価格（費用価格＋平均利潤）＋絶対地代であり、地代を含まないリカード的生産費＝価格論では説明のつかない最劣等地における支払地代＝絶対地代の原価性という企業会計原則が地代論及び価格論によっても合理的な論拠を持つのである。

しかしながら、小農制的生産における絶対的な地代は資本制地代である絶対地代ではあり得ない。小農制生産における地代は「自作農的土地所有」のもとでは支払地代ではなく自作地地代が基本的規制的な地代である。農産物価格に実現する自作地地代は、現実には土地純収益として現象するが、いうまでもなく優良地の自作地地代＝土地純収益は絶対的な地代＋差額地代であり、差額地代は平均的市場価格を規制する地代ではなくそれを与件としてより優良な地所に生ずる地代であり、絶対的な地代だけが農産物の市場価格規制的な地代である。それ故、自作地地代のうち差額地代を除く絶対的な地代を「 R_o 」付きの「自作地地代」と名付けて以下に考察しよう。この絶対的な地代としての「自作地地代」は、原理的には市場価格規制的な最劣等地で純粋に現われ、自作農的農産物の平均的市場価格を規制する。したがって「自作農的土地所有」のもとでの農産物価格は限界的経営又は最劣等地の費用価格水準ではなく、費用価格（ $C + V$ ）プラス「自作地地代」 R_o によって規制されているのである。このように、自由な市場競争条件下では、自作農的農産物の価格形成は $C + V + R_o$ を基準として変動し、現実には、 R_o は土地純収益として現象する。そして、耕作目的の自作地売買市場においては、この土地純収益＝「自作地地代」を予

想し計算して、土地純収益の20年買い（利子率5%で資本還元）或は25年買い（利子率4%で資本還元）等の土地価格が成立するのである。もちろん現実の売買地価は、地域によって異なる需給変動によって変動し、農外転用目的の売買地価や土地合体資本の利子等による変異を受けており、さらに大企業や不動産業者の土地投機による騰貴の影響を受けるので、このように単純な土地価格形成が実現しているわけではない。しかし、こうした外的条件を捨象すれば、農産物の市場価格規制的な最劣等地の農地価格は「自作地地代」=Roを基準として形成されるのである。

私経済的な局面からみると、個々の自作農民経営にとって、自作地は既に関わられた土地として現われている。この土地購買価格は、純粋には購買時点での土地純収益を基準として計算され予想された価格である。つまり、彼等農民の自作地は土地純収益の20年買い（利子率5%で資本還元）或は25年買い（利子率4%で資本還元）等として購買されている。この規制的な地代は、最劣等地であれば「自作地地代」であり、優良地であれば「自作地地代」+差額地代である。それ故、これら各等級地の地代は土地購買価格に年可除部分としての年々の農産物価格によって回収していかなければならない各自作農民にとっての生産費の一要素である。この生産費要素としての土地購買価格の年可除部分（生産費要素としての自作地地代）は、年々の農産物価格に実現する土地純収益（実現地代）によって回収・補填していかなければならないが、両者の量的一致は偶然的である。農産物の統制価格＝政策価格ではこの両者は前者（生産費要素としての自作地地代）を補償する形で一致させることができる。しかし、自由な市場競争下では両者の量的一致はむしろ例外的である。実勢地代又は小作料が自作農経営の土地純収益に対応している限りでは、農水省が自作地地代を類地小作料で評価してこれを生産費要素（固定費の一項目）とし、仮にこれを全額政策米価で補償したとしても、必ずしも生産費要素としての自作地地代を補償することにならない。なぜならば、生産費要素としての自作地地代（土地購買価格の年可除部分）と農産物価格要素としての「自作地地代」+差額地代とは別個の原理に規定されているからである³⁴⁾。現実には、例えば、昭和63年産の政策米価は米作面積1.5ha規模階層の生産費水準（この生産費自体問題）を基準価格16,508円（玄米60kg当り、運搬費184円を含む）とする生産者米価を決定した。この水準は米作面積1.5ha未満層では剰余が実現せず、1ha以下層では家族労働費水準さえ実現できないという低米価である。ちなみに米作1.5ha未満層の農家は売渡生産者総数の89.2%、売渡数量の58.2%を供給し、農家保有米を含めれば全需要量(993.5万トン)の70%弱を生産しているのである³⁵⁾。1.5ha未満層では「自作地地代」の実現はおろか家族労働費さえ「賃金カット」されているのである。これが我が国現在の『生産費及び所得補償方式』による政策米価である。

自作農民経営においては自作地地代（土地購買価格の年可除部分）が農産物生産費の一要素としてはいりこむのであり、他方の「自作地地代」Roは、生産費要素としての土地購買価格とは無関係に農産物価格の構成要素となる。自由な市場競争条件下では、農産物価格は費用価格（C+V）水準で規制されるのではなく農産物の市場価格規制的な「自作地地代」が農産物価格にはいりこみ土地純収益として現象し、支払地代又は実勢小作料は周辺類地の自作地における土地純収益を目安として契約される。

「自作地地代」は自作農民が自分の土地に自らの労働を投下することによって生産した農産物の費用価格を超える剰余価値の転化形態であり耕境＝最劣等地では純粋な「自作地地代」として現われる。「自作地地代」は「自作農的土地所有」の経済的実現形態である。「自作農的土地所有」は、農地改革によって自作収益価格、すなわち、土地純収益を基準として売渡された土地購買価格を持ち、それ以後の自作地売買によって、また遺産相続に際して買われた土地である。こうして事実的に自作地もまた買われた土地として現われており、無償で手に入れた土地ではない。したがってこの土地購買価格の年可除部分は年々の農産物価格によって回収されなければならない。農産物価格に実現する土地純収益が回収されるべき土地購買価格に一致するかどうかは保証の限りではないが、正常的には「自作地地代」が農産物の市場価格に実現することによって、土地購買価格の年可除部分は年々の農産物価格によって回収され得るのである。

自作農民が購買した土地は、それを売却すれば土地購買に支出した貨幣は再び農民の手に還流する。それ故、土地購買価格の年可除部分を生産費の一要素として農産物価格に実現させて回収することは必要ではないと考えられる。土地（所有権）の譲渡利益取得を目的とする土地売買においては、投資資産としての不動産の売手である不動産業者の地主にとっては、土地価格は利潤＝利子（あるいは利子としての小作

料)を生む土地資本として機能する。したがって土地売却によって投資した土地資本が利潤＝利子とともに土地売却代金として還流する。しかし、この土地売買のための貨幣は土地利用とも土地利用によって生み出される剰余価値とも無関係であり、土地用益に参加する貨幣ではない。土地購買貨幣は買い手にとっては土地資本であり売買によって回収しなければならない元本であるが、土地利用のために土地に投下される経営資本ではない。しかし、価値ゼロの土地に価格(地代の価格)が実在するのは土地利用によって地代が生産されているからであり、土地利用(地代の生産)と無関係な土地価格(地代の売買価格)＝土地資本は地代の生産なしには実在し得ないのである。ただ不動産業者や地主にとっては土地利用(地代の生産)は他人ごとであり、彼等の土地所有とは人格的に分離しているのである。同じように、自作農民にとっては土地購買価格は土地純収益(ましてや利潤や利子)を生む経営資本ではなく、土地を生産用具として自分の労働を投下して農産物を生産するために前払いした地代の価格であり、この土地購買に支出した貨幣は農民の手から消え去った貨幣であり農業経営資本からの控除であり、農民にとっては回収しなければならない貨幣元本(生産費要素)であっても農業生産とは無関係な貨幣である。このように、土地価格は地代の資本還元であっても、地代の生産とは無関係である。したがってまた土地価格、その年可除部分は農産物価格の構成要素にはなり得ないのである。自作農の生産関係の下で農業生産によって生産され農産物価格に実現するのは農民自身の剰余労働＝剰余価値であり、その転化形態としての「自作地地代」である。農民は土地購買に支出した貨幣の年可除部分を生産費要素として、農産物価格に実現した「自作地地代」(優良地であれば「自作地地代」+差額地代)によって回収するのであって、土地購買価格が農産物価格に実現するのではない。これに対して、土地の売手としての農民はかつての土地購買に支出した貨幣を回収するために土地売却するのではなく、地代の先取りとしての土地資産(土地所有権名義)の売手として現われるのである。正常的には、地代の先取り(例えば25年分の地代の一括先取り)をしたのである。しかし、土地売却によって取得した貨幣が地代の生産・実現と無関係であるのは、土地購買に支出した貨幣が地代の生産・実現と無関係であるのと同様であり、土地売却は地代の回収を意味するものではない。それは農業生産とも農産物価格形成・地代形成とも何の関係もない。農民の土地売却による貨幣取得は不動産業者や地主の取得するキャピタルゲインや利子＝小作料と同様に「自作農的土地所有」＝自作農民経営の再生産とは何の関係もないのである。自作農民は前払いした地代である土地購買価格の年可除部分を生産費の一要素として農産物価格によって回収していかなければならないが、それが可能であるのは、農民のポケットにはいる自作地地代の生産が自作農民自身の剰余労働によって実現されるからにはかならない。農民にとっては、自作地購買貨幣はその土地売却貨幣によって回収されるのではなく、年々の農産物価格に実現する自作地の地代(土地純収益)によって回収され得るのである³⁶⁾。

文 献

- 1) 加用信文:“農畜産物生産費論”東京:楽遊書房, 1976, 参照。
- 2) K. マルクス:“資本論”第3巻第6篇第45章〔長谷部文雄訳“資本論”東京:青木書店, 第5巻(第三部下), 以下断わらない限り本訳書による。〕「土地所有の独占, 資本の制限としての土地所有は, 差額地代において前提されている。けだし, これなくしては, 超過利潤は地代に転形せず, 借地農業者の代わりに土地所有者には帰属しないだろうからである(1059頁)」。私的所有の基礎の上に立つ資本主義経済下では土地国有もまた土地所有の変態にすぎない。社会主義的な土地国有下でも差額地代は存在するという観念は, 一方では, 超過利潤と地代を混同し, 他方では, 土地所有の制約によってのみ超過利潤が地代に転化するという土地所有形態規定性を看過しているのである。
- 3) 梶井功:“農地法的土地所有の崩壊”東京:農林統計協会, 153, 1977。
- 4) 自作地地代の概念については拙稿:『分割地地代』と「自作農的土地所有」(“農林経済研究”岐阜:岐阜大学農学部第12号所収)を参照。
- 5) 近藤康男:“転換期の農業問題”第3章〔“近藤康男著作集”第4巻116頁, 1974・所収〕
- 6) 加用信文:同前, 208頁。
- 7) 近藤康男:同前, [同99—52頁所収], “日本農業経済論”第1編 [同193—265頁所収]。
- 8) 加用信文:同前, 234頁。

- 9) 加用信文：同上，230頁。
- 10) 近藤康男：同前，142—52頁。
- 11) 敷田禮二編著：“新しい原価計算論”東京：中央経済社，23，1988。
- 12) 近藤康男：“農産物生産費の研究”東京：東京合資会社西ヶ原刊行会，55，1931。「小作料を生産費に計上するしかたは（それが小作地における生産であるかぎり）生産関係をそのまま示すという意味に於いて正しい。」
加用信文：同前，200頁。生産費が「現実の生産関係を正しく反映するためにも，まず理論的考究が不可決の前提となる。」
- 13) 近藤康男：“転換期の農業問題”第3章〔同119—20頁所収〕。
- 14) 加用信文：同前，16—20頁。「地代に関する限り，大多数の論者は，意識的に若しくは無意識的に，最も一般化されたリカードの地代概念に立脚し，あるいはこれを対象とし，論議が展開されたのであるから，ここでもリカード学説における農産物生産費と地代の関係に触れねばならない。断わるまでもなく，リカードに沿うことは地代を差額地代に限定することであり，独占地代あるいは絶対地代の概念は捨象することを意味する。したがって，このテーマは正確には農産物生産費と差額地代の問題を取扱うことになる。（200頁）」
- 15) 加用信文：同上，235頁。
- 16) “帝国農会報”東京：第21巻 3号，1931。
- 17) 近藤康男：前掲“農産物生産費の研究”，52—69頁。
- 18) 加用信文：“米に関する論考”東京：御茶の水書房，202—3頁，1986。
- 19) 近藤康男：同前，〔同144—7頁所収〕。
- 20) K. マルクス：前掲書，第1巻第1篇，170—90，第3巻第1—2篇，73—310頁，参照。
- 21) K. マルクス：同上，第3巻第6篇，877—8頁。
- 22) “帝国農会報”：同前。
- 23) 近藤康男：同前，53頁。
- 24) 加用信文：同前，202—3頁。
- 25) 大槻正男・桑原正信・菊地泰次：“農業簿記精説”東京：富民協会，245—9，1984。
- 26) 加用信文：前掲“農畜産物生産費論”200—207頁。
- 27) 同上，207頁。
- 28) 同上，208頁。
- 29) K. マルクス：“剰余価値学説史”II〔“マルクス＝エンゲルス全集”第26巻，第二分冊，第9章5節，122—6，東京：大月書店版訳，159—64頁所収〕参照。
- 30) 加用信文：同前，208頁。
- 31) 加用信文：同上，230頁。
- 32) 加用信文：前掲“米に関する論考”，202—3，216—7頁。
- 33) 大内力：“農業問題”改訂版，東京：岩波全書，215，1961。“地代と土地所有”東京：東京大学出版会，245—307，1958，費用価格規制説（「費用価格説」）批判については，拙稿，『分割地地代』と「自作農的土地所有」前掲〔「農林経済研究」第12号，3—16頁所収〕参照。
- 34) K. マルクス：“資本論”第3巻第6篇第47章，1143—4頁。農民の分割地所有のもとでの法則的規定である「生産者にとっての費用価格の要素（生産費の要素……引用者）としての土地価格（土地購買価格の年可除部分……引用者）」と，生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕（土地購買価格の年可除部分は生産物の平均的市場価格を規制する要素にはならない……引用者）……との間の衝突は，総じて土地私有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾が自らを表示する諸形態の一つにすぎない。」は，「自作農的土地所有」についても当てはまる。農産物の平均的市場価格を規制するのは市場価格規制的な最劣等地の，絶対的な地代（同上拙論で自由独立の農民の分割地所有では『分割地地代』Parzellenrente なる地代範疇を，「自作農的土地所有」のもとでは小論のように「自作地地代」Ro なる地代範疇を提起した）だからである。この絶対的な地代＝「自作地地代」が農産物の平均的市場価格に実現することなしには「自作農的土地所有」（合理的土地利用の発展と矛盾する土地私有）の再生産は崩壊せざるを得ない。
- 35) 食糧庁：昭和63年版“食糧管理年報”東京：農林統計協会，4—6，44，414，1989。
農林水産省統計情報部：昭和63年産農産物生産費調査報告“米及び麦類の生産費”東京：農林統計協会，21，65，1990。
- 36) 「自作農的土地所有」の性質について，拙稿：農民の分割地所有論，第4章第2項補足〔「農林経済研究」第14号，63—5，1990，4．所収〕で，国家独占資本主義に従属し搾取収奪されているという点で従属的土地所有であ

り、同時に、国家独占資本主義との対抗関係の中で、自作農民の個別的集団的な農業生産性向上（階層開差と利害のズレを含む）や農民運動と国・自治体の農業政策（これ自体対抗的二面性を持つ）を通して、自作農民自身の剰余労働の転化形態である「自作地地代」を実現しようとしている点で生存権的土地所有である、すなわち、従属的生存権的土地所有であるという考察を述べた。